

神戸地方裁判所委員会（第22回）議事概要

1 日時

平成24年2月6日（月）午後3時から午後5時15分頃まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室（5階）

3 出席者

（委員）

小原浩司，杉村和朗，杉本直己，大同章成，田中昌利，辻本利雄，常松健一，富田善範，中内仁，南部真知子，野原神川，森川憲二，安井宏，山本孝子（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

細井正弘，林奈桜，花田善文

（庶務）

油谷和夫，石川浩洋，中村壽章，角間猛彦，濱田竜也，佐藤一徹

4 議事（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

(1) 委員の交替（新任委員及び再任の紹介）

新任委員として，平成23年8月1日付け就任の杉本直己委員及び山本孝子委員，同年11月1日付け就任の南部真知子委員及び野原神川委員，同年12月19日付け就任の富田善範委員，再任委員として，同年8月1日付け就任の杉村和朗委員及び森川憲二委員の紹介があった。

(2) 委員長の選任

川合昌幸委員長が退任し，富田善範委員が委員長に選任された。

(3) 裁判員制度について（細井正弘裁判官，林奈桜裁判官，花田善文裁判員調整官）

「裁判員裁判の模擬体験ツアー」と称して，裁判員選任手続等（裁判員候補

者待合室・質問手続室），法廷審理，法廷機器，判決宣告等（101号法廷），評議の進め方，評議室機器（評議室）の説明があった。

(4) 裁判員制度についての意見交換

◎ 本日は、僅かではあるものの、実際に裁判員に選任されたという体験をしていただいた。本日お配りした「司法の窓vol. 76」の18頁から20頁までに「裁判員制度の実施状況について」の統計データや裁判員等経験者に対するアンケート結果が掲載されており、また、最高裁のホームページにも裁判員に関する色々な情報が掲載されているので、後ほど御覧いただければと思う。

また、次回も裁判員裁判を取り上げる予定であるので、関心を持たれた点等についてのデータを事前に参考送付させていただきたい。

本日は、裁判員裁判を模擬体験していただいた際の説明内容等に基づき、皆様から御意見を承り、参考にさせていただきたい。

- 裁判員の構成に男女比率は考慮されるのか。
- 裁判員候補者を選出する際、裁判員候補者名簿から無作為で抽出されるので、男女比率を考慮することはない。私の経験上も、裁判員の全員が女性あるいは男性となったこともあり、裁判所の方で操作できないものである。
- 年齢についても同様か。
- ◎ 制度上、男女比を保つとされておらず、また、年齢についても、同様に裁判員候補者名簿から無作為で抽出されるため、裁判所において考慮することはできない。
- 裁判員制度については、見直しが予定されており、種々の意見が寄せられていると思うが、当初想定していたこととの違いはあるか。
- 検察官や弁護士からも、その立場から色々な意見が出されているが、裁判所では、
 - 1 暴力団の組織犯罪を背景とした覚せい剤の密輸入などの薬物犯罪については、裁判員の量刑感覚を反映するのが困難な面があり、裁判員対象事件から外すべきではないか。
 - 2 補充裁判員の参加意欲，モチベーションを維持する方法として何が考えられる

か。

などといった意見が出ている。

○ 弁護士会においても、色々と検討しているが、確定案として公表する段階にまでは至っていない。私自身は、裁判員裁判を1件経験したが、弁護人の立場から裁判員の方を見ると、非常に熱心であることが印象に残っており、真剣だと痛切に感じた。それだけに裁判員の負担も相当あると思う。このような裁判員の姿勢も踏まえ、裁判員の負担を軽減することも必要ではないかと考える。例えば、次のような点について指摘させていただきたい。

- 1 評議で多数決の結果、最終的に死刑判決となった事件について、死刑判決が忍びないと感じる裁判員の心理的負担を軽減するため、死刑判決を出すには、裁判官、裁判員全員一致とすることが考えられる。
- 2 現行法上、守秘義務に違反した場合、懲役刑又は罰金刑に処せられるが、裁判員の精神的負担に鑑み、そこまでの刑に処すべき必要性があるのか、柔軟に対応すべきではないか。
- 3 覚せい剤などの薬物犯罪については、例えば、医学鑑定を行う必要があるため審理が長期化し、裁判員裁判の通常の日程である三、四日で判断することは難しい事案もあると思われる。
- 4 少年事件については、家裁から逆送されて裁判員裁判対象事件となった場合、少年は保護の対象となっているという少年法に基づく配慮が検討されておらず、今後、検討されるべき課題である。

○ 裁判員制度については、基本的には、最初から素晴らしい制度として賛成だった。ただ、裁判員制度は、殺人など故意に人を死に致らしめた事件を対象にし、死刑や無期懲役などという重大な刑罰の事件を対象とするが、なぜ刑事手続を知らない人にあえてそのような重い事件を担当させることになったのか、もっと軽微な事件を扱ってはどうかという素朴な疑問を感じていた。

● 中央で司法制度改革が検討された際に、国民の司法参加という視点から、現在裁

判員裁判の対象となっている刑事事件を扱うのが望ましいという結論になったと考えられるが、御指摘のように、軽微な事件を扱うという余地があったかも知れない。

- 裁判員として参加された方々は、重い事件に接してアレルギーとかショック状態になったりしていないか。
- 裁判員経験者の意見交換会においては、最初は気が重かったが、実際に経験してみると、責任感を持って議論した上で一定の結論を導くことができ、達成感を感じたという意見が多かった。また、被告人の有罪・無罪や刑罰を決める中で、自身の身も引き締まったという意見が印象に残っている。
- ◎ 委員の御指摘は、立法論として十分にあり得る御意見であり、例えば、裁判員対象事件としてわいせつや強姦事件等を外すことなども考えられる。ただ、裁判所としては、手続的なことについては指摘する面はあろうが、法律で決められたものに基づいて対象となる事件を審理しなければならない。今後、国民の皆様の御意見も踏まえ、見直すべき部分は見直されることとなる。
- 記者は、判決言渡し前には裁判員に接触することはできず、判決言渡しがあって裁判員の身分を離れた後に、元裁判員としての立場で参加した感想等を聞くこととなる。裁判所によるアンケート結果として、95パーセントの方が裁判員を経験してよかったと感じたというデータが出されているが、我々のアンケート取材でもさほど変わらない数値が出ていることから、本当にそうなのだろうと感じる。日本人は、真面目に覚悟を決めて裁判員裁判に臨まれていると感じている。
- 私は、昨年11月に地方裁判所委員に任命されてから、友人と飲みに行った際も裁判員のことについて度々話をするようになった。偶々、裁判員を経験した方に話を聞く機会があり、その方は、しんどいと言われていたので、自分もそのような思いがあった。今日、実際に裁判員に選任されたという体験をさせてもらい、それほど重い事件でなければ、やってみたいという気になったので、機会があれば友人等に話したい。

- 民間放送連盟の報道委員会に裁判員制度のワーキンググループがあり、昨年、裁判員経験者を呼んで話を聞く機会があったが、その中で、第三の被害者を出さないためにも裁判員の精神的なケアを考えてほしいという意見があった。例えば、大阪のパチンコ店での放火殺人事件で、死刑が残虐な刑かどうかが争われ、死刑執行方法を説明するためにダミー人形を使って裁判員に見せたり、火に包まれた店内の映像が流れるのを見た結果、裁判員の心の傷も残り、そのケアをどうするかが問題となった。報道の立場としても、3.11東日本大震災の際、編集マンがカメラに納められたそこかしこにある遺体を見続けた結果、心の傷が残ってしまったという事例も聞いていることから、PTSDなども配慮した心のケアが必要になると感じた。

職業裁判官は、このようなことも承知して裁判官という職業を選択していると思うが、裁判員は、そのようなこともなく、心のケアは別に考える必要があると思う。

- ◎ 裁判員の心のケアについては、例えば、検察官が死因解明のためのリアルな写真をそのまま見せるのではなく、立証方法として緩和する工夫なども検討されているが、事案によっては、ある程度リアルとならざるを得ない場合もあり、裁判員がショックを受けるような内容を完全に払拭するのは難しいところがある。この点も、今後検討すべき課題だと思う。
- 裁判員制度は、場数を踏んだ少人数のプロの裁判官と、たった1件を担当する多数の裁判員という構成である点では、統計的な互換性ができて合理性のある良い制度であると感じる。もっとも、1件だけしか担当していない裁判員がいわば1件の各論で制度の総論を語ることになり、それに引きずられはしないかといったことも考えられるが、それはどうか。10年20年先という将来的な視点で見ないと分からないことかも知れない。本日は、裁判員として選任されたという体験をさせていただいたが、裁判員になれなくとも、一般人が広く裁判員という制度に触れることができないかという感想を持った。
- ◎ 一般人の感覚という意味では、例えば、裁判員裁判の有識者懇談会が実施されており、そこでは量刑データも出されているが、現段階では、わいせつ罪以外では、

職業裁判官のみによる量刑と裁判員裁判による量刑を比べてもさほどぶれていないという結果が出されている。

- 裁判員制度実施前に模擬裁判の裁判員を経験したことがあるが、本日は、実際の法廷で裁判員として新しい体験をさせていただき、非常にリアルに感じた。色々な人の意見があっていいと思うし、私たちのような素人が意見を述べる方向で良いと思う。
- 裁判員制度は、制度発足当初は、賛否両論があり、果たしてうまく行くのかと懸念されたが、細かな点はともかく、全体としてはうまく行っている印象である。日本人の市民力の高さが実証されており、ロースクールが制度としてなかなかうまく行っていないので、羨ましく感じる。
- 国民が司法参加するのは、非常に良いことだと思う。95パーセントもの方がいい経験だと感じたということだが、ホテル経営をしていて、よくお客様アンケートを頂戴する立場の私としては羨ましいと感じる。裁判員制度は、日本人にあるお上の言われたことを受け入れて決めるという側面にも、一石を投じるものであると感じる。本日配布された「司法の窓」の中に、小さい子供が模擬裁判を行っている記事が掲載されているが、このように未来の司法の担い手のために模擬裁判で制度を広めて行くのは良いことだと感じた。
- かつて他の地裁に行った際、怖いイメージがあったが、神戸地裁は暖かく感じた。内装的にも張り詰めた感じはなく、喋りやすいと感じた。こうした内装面にも目を向け、例えば場所によってピンクの色彩を取り入れたりすることも考えてよいのではないか。
- ◎ 今、御指摘のように、庁舎面での配慮も必要だと思う。また、実際に裁判員として参加される際、参加しやすい雰囲気作りというのも重要だと考えている。例えば、裁判長が裁判員に対して、昼食会で雑談をしながら、「さあ、やって行こう」という気持ちになっていただくのに苦労しているという話も聞くが、このような面も裁判所としての大きな改革の一つであると考えている。また、裁判員制度は、小中高

学校の学習指導要領に記載されるなど、法教育の中にも裁判員制度が取り入れられており、学校教育の一貫として模擬裁判を実施している中学校もあると聞いている。

5 次回の議題

富田委員長が「裁判員制度について」を議題としたい旨の説明をしたところ、各委員から異論はなかった。

6 次回期日

平成24年7月10日（火）